

タイ国籍放棄

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類の確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

二重国籍の方のタイ国籍放棄（外国籍の母親の国籍を希望する場合）

1. タイ国籍放棄者の書類（タイ人）

- (1) * 国籍選択届記載事項証明書・国籍選択届受理証明書・帰化届受理証明書
(いずれか一つ)
- (2) * 戸籍謄本
- (3) * 卒業証明書

* (1) ～ (3) の書類を英訳して、[公証人役場](#)で翻訳者の署名認証及び公証人所属
[法務局](#)で公証人押印証明を受けた後、[日本外務省](#)領事局証明班にて認証を受けてくだ
さい。 (*1)

認証日より 3 ヶ月以内に、認証済みの全書類をタイ訳し、タイ王国 大阪総領事館にて
認証を受けてください。

- (4) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (5) タイ国籍放棄依頼書 (Sor.Chor. 2) ([ダウンロード](#))
- (6) タイ国籍放棄者の経歴書 ([ダウンロード](#))
- (7) タイ国籍放棄調査記録書 ([ダウンロード](#))
- (8) 写真 2 インチ (約 4×6 センチ) 12 枚 (男性はスーツ着用、 女性はフォーマル
な服装)
- (9) タイパスポートのコピー 2 部
- (10) 日本パスポートのコピー 2 部
- (11) タイ国民証明書のコピー 2 部
- (12) タイ出生証明書のコピー 2 部
- (13) タイ住居登録証のコピー 2 部
- (14) 召集令状のコピー (SorDor.35) 2 部
- (15) 徴兵登録証明書のコピー (SorDor.1・SorDor.8・SorDor.9 ※いずれか一つ)
2 部

2. タイ国籍者の父親母親の書類

- (1) 写真 2 インチ (約 4 × 6 センチ) 6 枚 (男性はスーツ着用、 女性はフォーマルな服装)
- (2) タイパスポートのコピー 2 部
- (3) タイ国民証明書のコピー 2 部
- (4) タイ出生証明書のコピー 2 部
- (5) タイ住居登録証のコピー 2 部
- (6) 氏名変更証明書のコピー 2 部 (変更があった場合)
- (7) タイ婚姻証明書・タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー 2 部

3. 外国籍者の父親母親の書類

- (1) 写真 2 インチ (約 4 × 6 センチ) 6 枚 (男性はスーツ着用、 女性はフォーマルな服装)
- (2) パスポートのコピー 2 部

4. タイ国籍者の証人の書類 (2 名)

- (1) 証人調査記録書 ([ダウンロード](#))
- (2) タイパスポートのコピー 2 部
- (3) タイ国民証明書のコピー 2 部
- (4) タイ出生証明書のコピー 2 部
- (5) タイ住居登録証のコピー 2 部
- (6) 氏名変更証明書のコピー 2 部 (変更があった場合)
- (7) タイ婚姻証明書・タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー 2 部

日本人配偶者を持つタイ国籍者の国籍放棄（日本国籍を希望する場合）

1. タイ国籍放棄者の書類（タイ人）

- (1) * 帰化届記載事項証明書・帰化届受理証明書（いずれか一つ）
- (2) * 戸籍謄本
- (3) タイ卒業証明書のコピー 2部

*日本国内卒業の場合は卒業証明書を発行して貰ってください。

* (1) ～ (3) の書類を英訳して、[公証人役場](#)で翻訳者の署名認証及び公証人所属[法務局](#)で公証人押印証明を受けた後、[日本外務省領事局証明班](#)にて認証を受けてください。（*1）

認証日より3ヶ月以内に、認証済みの全書類をタイ訳し、タイ王国 大阪総領事館にて認証を受けてください。

- (4) 申請書（[ダウンロード](#)）
- (5) タイ国籍放棄依頼書（Sor.Chor.1）（[ダウンロード](#)）
- (6) タイ国籍放棄者の経歴書（[ダウンロード](#)）
- (7) タイ国籍放棄調査記録書（[ダウンロード](#)）
- (8) 写真 2 インチ（約4×6センチ）12枚（男性はスーツ着用、女性フォーマルな服装）
- (9) タイパスポートのコピー 2部
- (10) 日本パスポートのコピー 2部
- (11) タイ国民証明書のコピー 2部
- (12) タイ出生証明書のコピー 2部
- (13) タイ住居登録証のコピー 2部
- (14) タイ婚姻証明書・タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿（KhorRor.22）のコピー 2部
- (15) 苗字変更証明書のコピー 2部 （変更があった場合）
- (16) 名前変更証明書のコピー 2部 （変更があった場合）

2. タイ国籍者の父親母親の書類

- (1) 写真 2 インチ (約 4 × 6 センチ) 6 枚 (男性はスーツ着用、 女性はフォーマルな服装)
- (2) タイパスポートのコピー 2 部
- (3) タイ国民証明書のコピー 2 部
- (4) タイ出生証明書のコピー 2 部
- (5) タイ住居登録証のコピー 2 部
- (6) 氏名変更証明書のコピー 2 部 (変更があった場合)
- (7) タイ婚姻証明書・タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー 2 部

3. 外国籍配偶者の書類

- (1) 写真 2 インチ (約 4 × 6 センチ) 6 枚 (男性はスーツ着用、 女性はフォーマルな服装)
- (2) パスポートのコピー 2 部

4. タイ国籍者の証人の書類 (2 名)

- (1) 証人調査記録書 ([ダウンロード](#))
- (2) タイパスポートのコピー 2 部
- (3) タイ国民証明書のコピー 2 部
- (4) タイ出生証明書のコピー 2 部
- (5) タイ住居登録証のコピー 2 部
- (6) 氏名変更証明書のコピー 2 部 (変更があった場合)
- (7) タイ婚姻証明書・タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー 2 部

手数料

1. 国籍放棄 100 円
2. 翻訳の認証 3,000 円/ヶ所
3. 日本外務省の認証 3,000 円/ヶ所

備考

1. 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
2. 申請者は全ての必要書類を準備し、父親母親、配偶者そして証人 2 名と共にタイ王国大阪総領事館にお越しください。
3. タイ王国にて自身で申請に行かれる場合
 - 住民登録がバンコク都にある方は、General Staff Division, Special Branch Bureau に申請してください。
 - 住民登録が他県にある方は、Commander of Provincial Police に申請してください。
4. ご質問がある方は、General Staff Sub-Division 6, General Staff Division, Special Branch Bureau までお問い合わせください。電話番号 +66-2252-5961

(*1) 東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、北海道、宮城県及び福岡県の公証人役場では、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認を一度に取得できます。このワンストップサービスをご利用になると法務局や外務省に出向く必要はありません。

大阪公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list/ohsaka#prefectures>

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分）

FAX:06-6262-9228